NPO法人
学校安全ネット通信№19（2023.12.15発行）　発行責任者　事務局長・浅見洋子

～ともに～　皆心一つに

学校安全ネット通信　No.１９

頁1　目 次

頁2　報 告　第11回オンライン公開学習会
講師　弁護士　遠藤　健一
「成長期の部活動により生じた重大な後遺症裁判」
文責　原田敬三（弁護士）

頁3～4　特 集　「損害賠償裁判を終えて」
保護者（当会会員）

頁5　コラム　「ぼくのみる夢」　浅見洋子（事務局長）

頁6　安全ネットがお薦めするこの一冊
「遺族外来ー大切な人を失っても」　細川 潔（弁護士）

☆ＮＰＯ法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員 3,000円　☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。
振 込 先　00130－9－346463
加入者名　ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　03－3511－5070
FAX　03－3511－5784
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

NEW!
スマホからも見られます

事務局所在地
〒102-0072
東京都千代田区富士見
2－7－2
ステージビル1706号
南北法律事務所　内

第11回公開学習会報告

日　時　2023,9,22（金）
テーマ「成長期の部活動を考る」
講　師　弁護士　遠藤　健一

成長期の部活動により生じた重大な後遺症裁判

はじめに

足立区の中学女子バレーボール部の部活動で女生徒（Hさんといいます）がスポーツ障害を負った。高校・大学を経てもその後遺症に苦しみ、ついに裁判に踏み切った。

原田・遠藤他1名で取り組んだ足立区に対する損害賠償請求の裁判は、平成３０年に提訴し、成長期の部活動におけるスポーツ障害の重大性を公判廷で次々と明らかにする中、裁判官の強い勧告により、令和５年３月に１２級後遺症認定の損害賠償和解を勝ち取った。

過酷な練習の実態

Hさんは平成２２年４月に公立中学に入学し、バレーボール部に入部する。

翌年４月から女性顧問は、

①過酷な基礎トレ（ブリッジ歩行、うさぎ跳びなどを含む）

②過剰な土日の練習試合と過密な練習スケジュール（平均週３７時間）

を全部員に課す。その中でHさんは、更に正セッターとしての特訓を受け、顧問の気に入らない練習態度には、頬を叩く、ラインズマンのアルミ製のフラッグで頭を叩くなどの「体罰・パワハラ」を受けた。

週１６時間が部活上限時間とされる中、週３７時間の過密練習は、その身体に過剰な負荷を与えた。平成２４年２月に、「朝起きたら身体が棒のようになって動かせなくなる」状態で発症した。腰椎隅角解離（椎体の末端部分が欠ける）、腰椎椎間板症、椎間板ヘルニアの診断名で平成２８年に症状固定した。

過酷な後遺症

Hさんは発症後しばらくの間は、常に腰にコルセットを装着し、毎日リハビリし、その後、週２，３回のリハビリに頻度は下がったものの継続を余儀なくされた。

高校入学後もリハビリは継続する。

しかし体育は運動制限が必要、長時間イスに座ると痛みが出てきてしまう。大学受験勉強中も自宅中心にリハビリは継続した。

大学受験では見事に第一志望校の国立大学に合格したものの、通学時の腰への負担、止むことのない痛み、そのため大学で必要な海外留学のカリキュラムを消化できないことを受容し、入学を諦め、早稲田大学に進学した。

医師からは、すでに「手術をすることもできず、治ることもない。」と宣言されている。

就職した現在も腰の痛みを抱えて働くも、出産をはじめ将来に対する強い不安を抱えている。

成長期のスポーツ障害

Hさんが過酷な後遺症を負うことになってしまった原因は、突発的な事故ではなく、継続的な過度の運動負荷（オーバーユース）である。

スポーツ活動に伴う傷害は、「スポーツ外傷」と「スポーツ障害」に大きく二分される。

スポーツ外傷は、転倒、衝突など打撲、骨折、捻挫、肉離れなど。

スポーツ障害は、比較的長期間に繰り返される過度の運動負荷により組織が損傷した場合である疲労骨折、関節炎、腰椎椎間板ヘルニアなどで、Hさんはこれです。

成長期には、成長骨端線の存在によりこの時期特有の障害が発生する危険がある。野球肘やテニス肘、ジャンパー膝などが有名です。

成長期の中高生は、背骨の骨がまだ完全に成長しきっていない段階で、ここの障害は将来にわたり、身体・健康に影響を与え続ける。スポーツ障害について成人以上に注意が必要な所以で、原因となるオーバーユースを避けることは必須です。

まとめ

Hさんのご両親は、国会図書館に通ったり、日本体育協会や日本バレーボール協会に相談に行ったりするなど膨大な労力を払い、地道に数多くのスポーツ障害に関する資料を収集されました。主治医の先生も非常に協力的であり、充実した意見書を作成してくださいました。

こうした証拠の集積によって、原告の主な主張を取り入れる形での和解の成立に向けて裁判所を動かすことができました。

詳細はHさんの母親の手記（3~4頁）、遠藤健一弁護士の『季刊教育法冬号』の寄稿を参照して下さい。　**文責　弁護士　原田敬三**

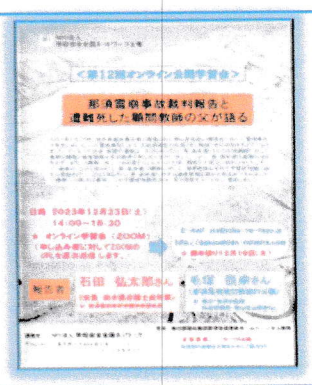

☆第十二回公開学習会のお知らせ

日時　2023.12.23（金）14:00～16:30
テーマ　那須雪崩事故裁判報告と遭難死した顧問教諭の父が語る
報告者　石田弘太郎さん（栃木県弁護士会）
　　毛塚　辰幸さん（那須雪崩被災者の父）
申込方法　当会のホームページ・メールにて
メールアドレス　uta@yoko-no-heya.jp
☆　申込し縁切り　12月19日（火）まで

特集

部活動でのスポーツ障害の損害賠償裁判を終えて

私の娘は、公立中学校での部活の誤った指導が原因で腰椎と椎間板に重度のスポーツ障害を負い、中学2年生のある日の朝を境に生活が一変してしまいました。
本来は学校や教育委員会に部活動で何が起こっていたのか一緒に考えてほしかったのですが、全く向き合ってもらえず、スポーツ振興センターの事すらも教えてもらえませんでした。それまで健康だった身体が、数カ月の間で何故そのような状態になったのかを知るために、損害賠償の裁判を起こしました。負傷してから11年以上経った令和5年3月に、裁判は和解という形で終結しました。後遺症の等級が一部しか認定されなかったことや判決までいけなかったことは残念でしたが、障害の原因や過失が「顧問教諭が成長期の生徒を負傷させる危険のある過度な練習を実施したこと」と、子供側の過失相殺も一切なく、全てが指導する側の大人の責任と認めてもらえました。

病名は前方腰椎隅角解離（終板障害）、腰椎椎間板症、椎間板ヘルニアです。本来成長期に成長軟骨と一体化して成人の骨が出来上がるのですが、その途中の過程で骨の成長を阻害させられてしまい、腰椎はその後も正常な形に成長することができませんでした。終板が損傷したことで終板から椎間板に栄養や血液を送る事が叶わなくなり椎間板が変性してしまいました。「腰椎が欠けたままの為不安定でずれやすい。治す方法も改善する方法もなく、修復もしない。どうしても悪化していく。悪化しないように気を付けて生活するしかない。」複数の病院や医師の診察を受けましたがどこも共通の診断結果でした。「学校の管理下の部活動でなるような怪我ではない」と怒ったように教えてくれた医師もいました。それ以来スポーツを諦め、身体に負担がかからない行動しか選択できなくなりました。たった一つの腰椎・椎間板でも、身体を支える・動かすなど多くの役割があります。

さらに腰部は神経が集中している箇所なので腰部以外にも症状がでることもあり、日常的に起こる痛みに苦しみました。腰椎は生活をするうえで大切な部位であることを再認識させられました。加齢で同じような状態になることとは全く別で、これから長い人生が始まる娘にとっては本当に残酷な出来事でした。

この度の裁判を通して、障害を負い後遺症が残ってしまった原因として、以下の要因が考えられることが分かりました。

① オーバーユースによる負荷の蓄積・集中的あるいは過重な練習量
娘の部活動では適切な休憩や休日が与えられていませんでした。活動時間が週16時間を超えると外傷・障害の発生率が上がるという日本スポーツ協会やスポーツ庁の資料がありますが、娘の場合は多い時で週64時間以上活動していました。また練習後のクールダウンもされていませんでした。

② 外傷につながるような動きの強要
スポーツ外傷は防げないものも多いのですが、娘の部活動の場合は外傷につながるような危険な行為の強要が顧問（当時20代の女性）の指示で繰り返されていました。

③ 指導者の支配行為
指導者からの暴力・暴言・ハラスメント行為もあり恐怖心を植え付けられていました。猛暑でも長時間、意図的に水分を与えない虐待行為もありました。テスト勉強や検定試験もさせず、意に背いたものは見せしめにして虐める行為もありました。常に恐怖心を与え自分が絶対的な存在だと支配をしていました。

この３つの要因は、全て公立中学校部活動ではやる必要のないもので、禁止されているような事項ばかりでした。現場にいる大人次第でやめさせることができたはずです。

親としてもその指導者には問題があると懸念していたので、娘には「少しでもおかしいと思うことがあったら教えてね」と常に伝えていましたが、娘は
顧問との関係性から部活動が異常な状況であることを伝えられずにいました。学校の中の部活動という密室で起こっていることを親が知る方法は、子供から聞くしかありません。「問題を親が学校側に伝えてしまったら、自分が親に言ったことが顧問にばれ、顧問から何をされるかわからないのが怖かった。部活を辞めるくらいの覚悟がないと親に伝えることができなかった。それと初めての部活動で、異常だとは思っても何が異常なのか子供だったから認識できなかった。」と、後に本人が振り返って話してくれました。親として指導者に問題があると懸念していただけに、防げなかったことが今でも本当に残念で悔しく思います。
保護者や子供自身が成長期特有の疾患や障害についての知識や、暴力や暴言などが法律や服務規程で禁止されていることを、常識として共有できていたら問題が起きた時点で防止できたのではないかと思います。

この度の裁判の対象ではありませんが、指導者からの暴力・暴言行為に関しては、娘が中学校在籍中に体罰アンケートが実施され、複数の生徒達が勇気をだして体罰があったと記入し提出しました。学校は部員全体に調査をせず、結果報告や謝罪もなく簡単に暴力・暴言行為を隠ぺいしました。その事実を知り、学校と面談をした時に「体罰はあったのか？」という私達の問いに対し校長・副校長・顧問の3人は下を向き絶対に答えませんでした。明らかに異常で、その姿は同じ大人として本当に情けなく悲しくなりました。その後の教育委員会との面談の時は頬に強い平手打ちをした事実について「手のひらで頬を押さえた」と言葉をすり替え私達に回答してきました。事実確認の調査

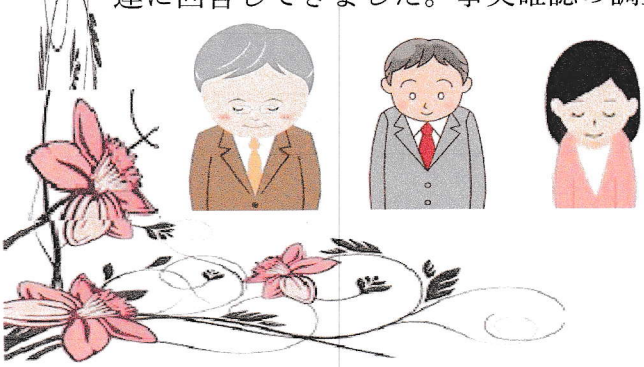

をせず、問題として取り上げる様子もなく、学校と教育委員会に対しては絶望的な気持ちを抱きました。
実際は毎回誰もいないところに子供達を連れて行って殴ったり、金属の棒で頭や臀部を叩いたり、至近距離から顔面にボールをぶつけたりと、指導とは関係ない暴力行為がありました。今思えば、暴力行為を隠ぺいされた段階で被害届を提出するべきでした。
子供達をさらに傷つけてまで、大人が自分たちの立場だけを守るようなことは決して許されることではありません。学校現場で子供は大人たちを信じてSOSを出しているのに、相手が子供だからといい加減に扱い放置することによって、大きな被害に繋がっていると思います。問題が放置されたままでも誰も取り締まることもなく、学校教育法や服務規程に違反した事実があっても処分されずに済むことはおかしいです。ケースが違っていても同じようなことが世の中でたくさん起きているのではないのでしょうか。同じような被害がいつまでも無くならず繰り返されている状況に対して、システムや規定などを見直さなければいけないと思います。もう学校と教育委員会だけに管理を任せられない、外部に管理・調査を委ね、被害を共有しなければいけないと強く思いました。この状況を子供達の力だけで変えることは不可能です。当たり前の話ですが、「大人は子供を守る」そんな社会になってほしいです。

スポーツ障害の訴訟は立証が難しく私達が調べた限りでは判例も殆どありませんでした。和解とはいえ私達の主張が裁判で100％認められているので、今後の同じような被害を防止するためにも私達の例を参考にして役立ててほしいというのが今の気持ちです。

保護者

顧問教諭が成長期の生徒を負傷させる危険のある過度な練習を実施したこと」と、子供側の過失相殺も一切なく、全てが指導する側の大人の責任と認めてもらえました。

コラム

ぼくがみる夢

※ 二〇一六年八月「少年少女に希望を届ける詩集」に掲載

浅見洋子

水俣病　サリドマイド胎芽症　カネミ油症と
多くの胎児や　子どもの人生を
奪い歪めた　社会

プールの排水口に足を奪われ　散った命
柔道部の　剣道部の　練習中
熱中症で　散った命

野球やサッカーで　テニスやバレーボールで
ラグビーの練習で
体の自由を　奪われた　少年少女

彼らは　どんな夢を　持っていたのだろう

学校という特定社会の　囲いの中で
飛び交い　まかり通る　教師や生徒たちの
言葉の暴力　視線の威圧　無言の威嚇

そう　三十数年も前
鶴川駅から町田駅に向かう　バスに乗り
向かった先は　南多摩成形外科病院
障害を持って　生を受けた
子どもたちが　いる

車いすを上手に操り　病室を移動する
誠司は　中学一年
中学二年の正志は　エビのように曲がった体を
いつも横に向けて　ベッドに寝ている

明日　手術を受ける正志に　誠司が言った
――　おい！　手術が終わって　帰ってきたら
小便競争をしようぜ！
と……

正志は小便を　おむつの中にしていた
正志に施される　最大の手術は
股関節を開き　小便を　外に
出せるようにすることだった

手術室に向かう　朝
正志は　誠司に　言った
――　帰ってきたら　小便飛ばし　しようぜ！
絶対に　負けないからな！
と……

正志は　庭のイチョウの木に　向かって
青い空に　向かって
小便をする
正志の　見る　夢は
小便で　虹を作ること……

中学二年生の正志さんは、小便で虹を作ることなく、他界しました。

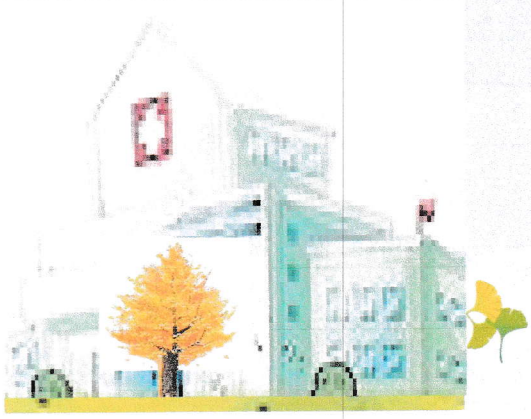

学校安全ネットがお薦めする この一冊 :VoL17

「遺族外来―大切な人を失っても」

弁護士　細川　潔（当会副代表）

埼玉医科大学国際医療センター
精神腫瘍科教授　大西秀樹著
河出書房新社
定 価　¥1,815円（本体1,650円）

２０１７年に同名で出版された書の増補版。サブタイトルに「大切な人を失っても」とあるように、グリーフ（悲嘆）に関わる著作である。

著者の大西秀樹氏は、精神腫瘍科の教授。精神腫瘍科というのはあまり耳にしたことがないと思われるが、埼玉医科大学国際医療センターのＨＰによると「精神腫瘍科はがん患者さん、ご家族（ご遺族）の心のケアを行う診療科」とのことである。

本著では、精神腫瘍科の専門家である大西教授によるグリーフケアの実践について、具体的事例を挙げて論じられている。

自身の尊父の死をはじめ、主に癌(白血病を含む)で亡くなった方の遺族について取り上げられているが、自死遺族に関しても、少数ながら取り上げられている。大西教授は臨床の精神科医であるので、さすがにエピソードは豊富。内容も興味深いものが多い。

本著では、遺族に対して言ってはいけない言葉も挙げられている。「がんばってね」「あなたがしっかりしないとだめ」「元気？」「落ち着いた？」「気持ちの整理つきました」「元気そうね」「あなたより大変な人はいるのよ」「あなたは大きいのだからまだまし」「あなたの気持ちはわかります」。何人もの遺族の受診をしているので、その言葉は重い。うつ病患者に「頑張って」と言うべきでないということは聞くところであるが、他の言葉に関しては期せずして発してしまっているのではなかろうか。

本著の中で特に興味深かったエピソードを2つほど。まずは、急性心筋梗塞で夫を亡くした遺族のケース。夫の急死で辛い状況にあったものの、子ども達からの献身的な援助により四十九日を過ぎたあたりから少しずつ落ち着くといった状況に。しかし、この頃、突然夫の友人から「あんたが一緒にいて面倒を見ていなかったのか」「お前のせいで死んだんだ！」等と罵倒されるように…。夫との死別で苦しんでいるところに、このような心無い仕打ちは人災としか言いようがないと大西教授は述べる。このような人災を避けるには、まずは死別に関する教育が必要であること。死別は人生の中で一番辛い経験であり、遺族はその結果として辛い思いをしていることを知るべきであると。あとは、傷ついた人を守る場所が必要なこと。この場所こそ、死別の知識があり遺族診療を数多く経験している遺族外来の機能であると大西教授は述べる。

また、浴槽で夫が急に倒れてそのまま亡くなったケースも。このケースは、娘が自死し、その2年後に夫が急死したものである。残された妻は、遺族外来で受診しつつ、人生の再出発に向けて着実な歩みを進めつつあったが、更なる困難が妻を襲う。夫に(死亡)退職金が出なかった上に、夫の死が労災と認められなかったのである。大西教授は遺族外来で受診を担当していたが、労災については大学の同級生で友人でもある弁護士に依頼。紆余曲折あったが、最終的に労災と認定された。大西教授は言う。遺族外来で労災の支援をするなど考えもしなかったが実際に体験してみるとこれには重要な意義があったと。遺族には様々な社会問題が生じた上に、理不尽な扱いを受けていることも多く見られる、遺族に問題が生じた時に法律の専門家に今より気楽に相談できるシステムができるといいなと願っていますとも。

この大西教授の考えは、グリーフケアとリーガルケアの連携の必要性を如実に表している。このエピソードからは、弁護士である私にも、多くの気付きを与えてくれた。

本著には、この他にも多くのエピソードが掲載されている。大西教授は臨床の医師だけあって、各エピソードは非常にわかりやすく興味深い。グリーフケアに興味がある方に、お薦めしたい一冊である。